

今月のトピックス

令和2年10月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

TEL 03-5356-6377

TEL 048-781-2651

URL <http://www.slmo.co.jp/>

《地域別最低賃金が改定されました》

厚生労働省より、令和2年度の地域別最低賃金の改定について発表がありました。最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金の2種類がありますが、今回は地域別最低賃金の改定になります。

地域別最低賃金は4年連続で3%超の引き上げが続きましたが、今年度については東京都及び北海道、静岡県、京都府、大阪府、広島県、山口県は据え置き、その他の県についても少額の引き上げとなりました。

《都道府県別最低賃金（時間額）》※括弧書きは、令和元年度地域別最低賃金

| 都道府県 | 東京都 | 埼玉県 | 神奈川県 | 千葉県 | 栃木県 | 茨城県 | 群馬県 |
|-------|------------|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 最低賃金額 | 1,013円(据置) | 928円(926) | 1,012円(1,011) | 925円(923) | 854円(853) | 851円(849) | 837円(835) |
| 発効年月日 | R1.10.1 | R2.10.1 | R2.10.1 | R2.10.1 | R2.10.1 | R2.10.1 | R2.10.3 |

《ご注意ください》

- この最低賃金は、各都道府県内で事業を営む使用者とその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用されます。
- 本社所在地ではなく、勤務地の最低賃金が適用されます。
- 「精皆動手当」「通勤手当」「家族手当」「時間外・深夜・休日手当」「臨時または1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金」を除いた金額が最低賃金額以上でなければなりません。
- 一部の鉄鋼業や製造業、出版業や小売業等には別途産業別最低賃金が適用されます（都道府県によって適用範囲や額が異なります）。但し、産業別最低賃金よりも地域別最低賃金の方が上回る際は地域別最低賃金が適用されます。

《最低賃金額以上となっているか確認する方法》

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうか調べるためには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

| | |
|------------|---------------------------|
| 時間給の場合 | 時間給 ≥ 最低賃金 |
| 日給の場合 | 日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金 |
| 週給、月給などの場合 | 賃金額を時間当たりの金額に換算した額 ≥ 最低賃金 |

【複数業務要因災害等の新しい様式・請求手続】

労働者災害補償保険法の改正により、複数業務要因災害に関する保険給付が新設され、複数事業労働者に対する保険給付の在り方が変わりました。このため、各種申請様式が改正されています。～令和2年9月1日施行～

- 複数業務要因災害が新設されたことに伴い、「業務災害用」の様式が、「業務災害用・複数業務要因災害用」の様式に改正されました。
- その他「業務災害」と「通勤災害」の共通様式についても、同様に「複数業務要因災害」でも使用できるよう改正されました。
- また、複数事業労働者への保険給付額が、各就業先の事業場の賃金額を合算した額を基礎として算定されることに伴い、各種保険給付の請求書に「その他就業先の有無」を記載する欄が追加され、また、一部については、副業先の賃金額等の証明をするための別紙の記入が必要となりました。
- 適切な保険給付を行うためにも、複数の事業場で働いている場合には、「その他就業先の有無」欄及び別紙を記入するようにしてください。
※複数就業している場合は、当該欄に「複数就業先の有無」「複数就業先の事業場数」「労働保険番号（特別加入）」「（特別加入している場合は）特別加入の加入状況」等について、適切に記入してください。なお、未記入の場合には、複数事業労働者とはみなされませんのでご注意ください。
※複数就業している場合は、各複数就業先ごとに別紙を記入し、事業場の証明を受けた上で、労災保険給付の請求の際に提出するようにしてください。なお、別紙の提出が必要となるのは、「休業（補償）等給付」「障害（補償）等給付」「遺族（補償）等給付」「葬祭料等（葬祭給付）」です。
- 原則、労災保険給付の請求書については、業務災害等が発生した事業場を管轄する労働基準監督署に提出することとなります。複数の事業場で就業している場合は、各事業場を管轄する労働基準監督署のいずれかに提出してください。したがって、複数の事業場で就業している場合でも、各事業場を管轄する労働基準監督署にそれぞれ提出する必要はありません。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。